

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第6号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（通勤に係る費用弁償）

第14条 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用職員には、通勤に係る費用を弁償する。

2 給与条例第17条の規定は、前項の規定による通勤に係る費用の弁償について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「一の通勤につき66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）」と、同条第3項第1号中「支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」とあるのは、「一の通勤につき240円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」と、同条第4項中「支給単位期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。